平成２６年（フ）第１９５号
新潟県上越市黒井1761番地　北島清吉方
債務者　南雲　寿子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９７号
新潟市南区能登953番地１　サトウハイツＳ２階９
債務者　片野　明美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
新潟市南区能登953番地１　サトウハイツＳ２階９
債務者　片野　照大
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
岐阜市長森本町１丁目27―１メゾンプルミエ203号室、住民票上の住所岐阜市鶴田町３丁目７番地９　バンベール新岐阜301号室
債務者　日高　幸二
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８８号
岐阜県羽島市福寿町浅平221番地　グリーンマンション306号室
債務者　宮崎　鉄夫
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２９号
岐阜県各務原市鵜沼大伊木町２丁目36番地
ＹＯＵＹＯＵハイツＡ102号、前住所愛知県犬山市善師野台３丁目19番地２
債務者　小野幸一郎
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４５２号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番９―711号
債務者　橋本　孝之
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５５号
神戸市灘区岩屋北町７丁目２番14号　501、従前の住所神戸市灘区新在家南町１丁目１番２―601号
債務者　アオキこと青木伸禎こと　青木　長覚
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５６号
神戸市灘区岩屋北町７丁目２番14号　501、従前の住所神戸市灘区新在家南町１丁目１番２―601号
債務者　青木　蘭子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５７号
神戸市須磨区白川台３丁目38番地の53　白川台ハイツ4405号、従前の住所神戸市兵庫区小松通３丁目５番５―504号
債務者　小林　由華
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８７号
神戸市北区ひよどり台５―６―34―303、住民票上の住所神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　112棟404号
債務者　紺　奈央子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９１号
神戸市長田区三番町３丁目14番地　市住28―510号
債務者　津田　清子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９４号
神戸市中央区北野町４丁目12番18号　ハーベスト北野101
債務者　岩井恵美子こと　張　恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３６号
広島市西区天満町18番18―202号
債務者　和田　謙二
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目18番18号　森ビル202号
債務者　安留由加理
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
仙台市若林区若林２丁目２番３号　ハイブリッジＳＴ―101
債務者　岩崎　　優
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
秋田県仙北郡美郷町飯詰字東山本107番地
債務者　藤田　一久
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
秋田地方裁判所大曲支部